

広島県告示第八百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年十月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市鏡山三丁目二四二番一〇地先から東広島市鏡山三丁目二四二番三七地先まで	平成二十二年一〇月一四日